

あわら市ひとり親家庭等学習支援事業委託業務 公募仕様書

本仕様書は、あわら市が「あわら市ひとり親家庭等学習支援事業（以下「本業務」という。）」の受託者を公募するに当たり、必要とする基本的事項について定めるものである。

1 業務委託名

あわら市ひとり親家庭等学習支援事業

2 業務目的

ひとり親家庭及び生活困窮世帯の児童を対象に、学習習慣を身に付け、基礎的学力の向上を図る。自らの能力を伸ばし、社会で自立して生きていく力を身に付けるため、ひとり親家庭等の子どもの学習等を支援することを目的とする。

3 業務概要

- (1) 対象者への学習支援
- (2) 学習支援を通じた学習環境の改善
- (3) 対象者及び保護者からの学習、進学、生活、その他の事項への相談対応
- (4) 保護者への教育に対する助言及び指導

4 業務内容

- (1) 次に掲げる要件を満たす学習支援事業の企画、立案及び運営

① 対象

あわら市内に在住するひとり親家庭及び生活困窮世帯の小学1年生から高校3年生までの児童。

② 内容

ア. 定員

20人とする。

イ. 支援方針

面談等において生徒の特長や学力を把握し、個別に支援方針を策定し、支援を行う。

ウ. 使用教材

使用教材は、原則として、対象者が学校で使用しているものとする。ただし、必要に応じて、資料または教材を受託者が用意することができる。

エ. 指導回数

指導は、原則として、日曜日午前中及び長期休業中に実施するものとし、指

導回数は委託期間を通じて全 30 回程度とする。

オ. 指導時間

指導時間は、1 回当たり 45 分の指導を 2 回行い、途中休憩 10 分を別に設けることを原則とする。ただし、対象者の学習意欲によっては、この限りではない。

カ. 指導体制

対象者最大 5 名に対し、学習支援員を 1 名配置する。また、小学生や中・高校生等、学年を区切って、学習支援員を配置する。

キ. 相談支援

対象者及び保護者には、学習や進路に関する相談に対応できることを周知し、適宜対応する。

ク. イベントの開催（お楽しみ会等）

対象者の学習への意欲の維持・向上を目的としたイベントを年 2 回程度実施する。

ケ. その他

児童が年度途中で参加継続を断念することがないように、意欲の維持、向上に努める。

③ 実施場所

金津本陣 I K O S S A（イコッサ）

市が実施する事業のため、使用料は免除とする。

④ 受託者の責務

受託者は、事業実施過程で知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、事業の委託期間が終了した場合も同様とする。受託者は市と電話または電子メールによる打ち合わせを随時行うとともに、必要に応じてあわら市庁舎での打ち合わせに応じることとする。

⑤ 報告書

ア. 支援方針の報告

受託者は、4（1）イで策定した支援方針を年度当初に市に報告する。なお、年度途中から参加した者については随時報告する。

イ. 月報

受託者は、次に定める事項について月ごとに報告書を作成し、翌月 10 日までに、3 月については同月末日までに、市に報告する。ただし、緊急で報告すべき事案が発生した場合には、直ちに市へ報告する。

- (i) 学習支援員の参加状況
- (ii) 対象者出欠状況及び受講態度
- (iii) 対象者または保護者からの相談及びその対応状況

⑥ 委託価格の範囲

実施に当たり必要な経費はすべて委託価格に含むものとする。

⑦ 実施業務

- ア 募集チラシ等の作成・事業のPR
- イ 会場の借上げ及び会場設営、撤去
- ウ 学習支援に必要な物品等の準備
- エ 当日の受付、参加者誘導
- オ 学習支援（実績報告）

5 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

6 委託価格（契約上限額）

1,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

7 成果品等

- (1) 毎月の報告書 1部及びデータ一式

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前にあわら市に対して書面にて、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等必要事項を報告しなければならない。

9 安全管理

- (1) 事業の実施に当たり、あわら市及び受託者は本業務に係る参加者間の私的トラブルについて一切の責任を負わない旨を、参加者に十分に周知すること。
- (2) 参加者と受託者との間、又は参加者同士のトラブル防止のために必要な措置を講ずること。
- (3) 参加者との間の苦情及びトラブル等への対応は、原則として受託者の責任で行う

こと。

- (4) 事故等の場合に備え、保険に加入すること。
- (5) 受託者は天候等の事情により、参加者の安全が確保できないと判断した場合は学習会の開催を中止することができる。中止する場合は受託者が参加者に連絡し、対応すること。

10 年度開始前準備行為

本業務は、令和6年度予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であるため、本業務における予算が成立した場合には、令和6年4月1日以降に契約を行うものとする。

ただし、本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行わない。

11 その他

- (1) 本業務は、あわら市契約事務規則に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、誠意をもって業務に遂行するものとする。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取扱う場合は、あわら市個人情報保護条例（平成17年条例第2号）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、あわら市及び受託者が協議のうえ定めるものとする。